

相模原市立中学校 部活動指針

平成30年2月

相模原市教育委員会

目 次

はじめに

第1章 学校教育の一環としての部活動について

- 1 学校教育における部活動の位置付け 1
- 2 部活動の意義 1
 - (1) 自立して生きていく力を育む
 - (2) 周りの人と協力して生きていく力を育む
- 3 組織的な部活動経営体制の構築 2
 - (1) 学校全体での共通理解
 - (2) 家庭及び地域との連携
- 4 学校体制としての活動状況の把握 2
 - (1) 校内の活動について
 - (2) 校外の活動について

第2章 部活動の指導者について

- 1 学校体制における部活動顧問の位置付け 3
 - (1) 顧問の役割
 - (2) 体罰・不祥事等の防止
 - (3) 複数顧問体制の確保
- 2 外部指導者の活用 4
 - (1) 部活動技術指導者
 - (2) 部活動指導員

第3章 中学生期における望ましい指導の在り方について

- 1 効果的な指導について 5
 - (1) 適切な活動時間・休養日の設定
 - (2) 長期的視野に立った指導
 - (3) 生徒が主体的に取り組む力の育成

第4章 安全管理と事故防止について

- 1 日常の活動の安全管理 7
 - (1) 生徒の健康状況などを把握した安全管理
 - (2) 生徒の事故防止・安全確保に注意した指導
 - (3) 下校指導
 - (4) 緊急時の対応

はじめに

中学校における部活動では、体力や技術の向上はもとより、マナーや言葉遣い、コミュニケーション力など、学年を超えた人間関係を通じた様々な学びが期待できます。日頃の練習の成果を大会やコンクール、発表会等で発揮することにより、達成感や充実感又は悔しさなどを味わうことは、バランスの取れた人間形成にとって重要な機会だと言えます。また、部活動を通して築いた友情は、生涯にわたって続く財産となることも多いです。

一方で、過度の活動による弊害も指摘されており、生徒の心身にとってよりよい成長を促していくには、部員一人ひとりに対するきめ細かな指導とともに、休養日や1日の活動時間などの適切な設定が必要です。平成30年1月にスポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子（案）」では、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、運動部活動における休養日及び活動時間についての基準が示されました。

また、学校では、授業のみならず、教育の質の向上や様々な教育課題への対応が求められ、平成29年4月に国から公表された教員の勤務実態調査の結果からは、10年前と比較して勤務時間が増加していることが分かりました。とりわけ、中学校の部活動においては、土日に従事する時間が約2倍に増えており、部活動が教員の長時間勤務に支えられている状況が深刻化している実態が明らかになりました。

そこで、本市では生徒の健全な成長の促進と教員の負担軽減を図るため、「相模原市立中学校 部活動指針」を策定しました。

各学校においては本指針に基づき、校長のリーダーシップの下、部活動の指導内容や方法について検討や見直しが進められ、適切かつ効果的な活動によって生徒一人ひとりの心身の成長がもたらされるとともに、教員の負担軽減やワーク・ライフ・バランスを図っていきます。

平成30年2月

相模原市教育委員会

第1章 学校教育の一環としての部活動について

1 学校教育における部活動の位置付け

・中学校学習指導要領（平成20年3月）からの抜粋

第1章 総則 第4の2（13）

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

・中学校学習指導要領解説総則編（平成20年9月）からの抜粋

第3章 第5節 13 部活動の意義と留意点

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

中学校における部活動は、心身の健全な成長や生徒の社会性を高めることを目的とするものであり、学校教育の一環として位置付けられるものである。また、教育課程との関連が図られるよう留意し、生徒が自主的・自発的に活動できるように配慮することが大切である。

生徒の心身の健全な成長を促し、有意義な部活動を運営するには、正しい知識を身に付け、生徒の自主性を尊重し、対話を重視した指導を実践することが求められる。

2 部活動の意義

中学校における部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った生徒たちが自主的・自発的に集い、顧問の指導の下、個人や集団としての目的や目標をもって活動することを通して、様々な学びができる教育活動である。主な部活動の教育的意義は次のとおりである。

（1）自立して生きていく力を育む

- ・自主性、協調性、責任感、自己有用感など、「豊かな人間性」を育む。
- ・達成感、充実感を体感し、「向上心」を培う。
- ・体力の向上や文化的教養を育むなど「心身の健康」の増進を図る。
- ・スポーツや文化芸能の楽しさを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する「生涯学習の資質や能力」を育てる。

（2）周りの人と協力して生きていく力を育む

- ・切磋琢磨していく中で、学級とは異なる「人間関係の形成」や「社会性の育成」を図る。

- ・教育課程内の活動で身に付けた力を活用し、更に発展させることで「学校生活の充実」を図る。

3 組織的な部活動経営体制の構築

(1) 学校全体での共通理解

学校では、校長のリーダーシップの下、部活動の意義や活動の方向性について共通理解を図り、それらに沿った活動や指導を行うことが大切である。

また、学校全体で一貫した指導ができるよう、日頃の活動状況や指導の在り方について情報交換を行い、指導方法の工夫・改善が図られるように顧問会議を定期的に行うなどの取組も重要である。

(2) 家庭及び地域との連携

円滑な部活動の運営のためには、学校だけではなく、家庭や地域と連携して運営を行うことが大切である。保護者や地域の理解や協力が得られるよう、以下の事項について配慮する。

- ・学校としての部活動の意義や活動の方向性、顧問としての指導方針などを部活動保護者会等を活用して保護者と共有する。
- ・練習内容や活動時間、休養日などを明確にした計画を作成し、できるだけ早く保護者に伝える。
- ・学級担任や保護者との連携を十分に図る。
- ・保護者や地域に活動を公開したり、地域の行事に参加したりするなど保護者・地域と関わる機会を設定する。

4 学校体制としての活動状況の把握

部活動は、校長のリーダーシップの下、共通理解を図って行われることから、平日の活動はもちろん休業日（土・日・祝及び長期休業）の活動においても、活動状況を明確にしておくことが大切である。また、各部活動が活動状況を明確にしておくことで緊急時についても適切に対応することができる。

(1) 校内の活動について

- ・活動時間や場所等が職員室で分かるようにする。
- ・部員の参加状況を把握し、欠席部員の連絡等を行う。

(2) 校外の活動について

- ・事前に校外活動届を校長に提出して承認を得るとともに、行き先や交通手段、集合・解散時間等が分かるように職員室に掲示する。
- ・行き先や交通手段、集合・解散時間及び費用について保護者や部員と早めに確認をする。
- ・活動当日、連絡のない欠席については必ず保護者と連絡を取る。

第2章 部活動の指導者について

1 学校体制における部活動顧問の位置付け

部活動は、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導については顧問会議を定期的に行うなど学校組織として成果や課題を共有し、顧問に任せきりにならないようにすることが大切である。また、顧問による体罰を絶対に許さない意識を醸成することも重要である。

また、学校事情として、やむを得ず経験のない種目・分野の部活動顧問になるなど、精神的な負担感を感じることもあることから、できるだけ複数顧問体制をとるなど、顧問の健康状態や家庭の状況も含めて十分な配慮も必要である。

(1) 顧問の役割

ア 生徒に関わること

- ・生徒が自己実現を図ることができる部活動運営を計画的に行う。
(技術指導、生徒理解、生活指導)
- ・在籍する部員を掌握し、部員の健康を管理する。また、安全管理・安全指導を行うことで事故を防止する。
- ・学級担任や他の教員と連携を図り、生徒の学校生活を支援する。
- ・生徒主体の部活動ミーティングを行うなどリーダーの育成を図る。

イ 外部との調整などに関わること

- ・大会やコンクール、練習試合など学校外への引率を行う。
- ・保護者、地域との連携、調整を行う。
(活動方針の理解や保護者負担の相談や対応など)
- ・各種連盟や協会などとの連携、調整を行う。

ウ その他

- ・施設、用具の整備と安全管理を行う。
- ・課外活動助成金等の適正な管理を行う。

(2) 体罰・不祥事等の防止

体罰は、学校教育法第11条にも記載されている違法行為であり、厳正に対処されるものである。また、体罰は個人の問題にとどまらず、保護者や生徒からの信頼を大きく失うなど、学校教育全体において重大な問題である。

また、人権を害する不適切な言動(生徒の人間性や人格を否定するような発言や行動)等は、精神的な苦痛を伴い、体罰と同等に生徒の心身に大きな影響を与えてしまう場合も多くある。

したがって、これらの行為は決して許されないものであるという認識を全顧問がもち、体罰等のない指導に徹することが重要である。

(3) 複数顧問体制の確保

小規模校では難しい面もあるが、次の観点から、どの部活動においても原則複数顧問体制に努める。

- ・顧問の負担軽減
- ・生徒の相談や保護者・地域への対応、事故発生時の迅速な対応
- ・体罰（暴言・暴力）等の抑止

2 外部指導者の活用

（1）部活動技術指導者

本市では、顧問の協力者として、部活動の活性化を目指した「中学校部活動技術指導者派遣事業」を実施している。教員以外に指導者を求める場合、学校教育の一環である部活動の意義に対する理解があり、指導者としての資質・能力を備えた人材を校長が教育委員会に推薦し、教育委員会が委嘱する。推薦にかかる条件は以下の観点である。

- ・学校教育に理解があり、その学校の教育方針に協力できる者
- ・指導種目の専門的な技術を有し、中学生に適切な指導ができる者
- ・指導に際し、生徒の人権への配慮ができる者

技術指導ができる外部の指導者に協力を依頼することは、経験のない種目や分野の顧問になっている教員にとって心強いものである。しかし、円滑な部活動運営のために必要なことは技術指導だけではない。以下の観点到留意して技術指導者との連携を図る必要がある。

- ・技術指導者に任せきりにしない。
- ・顧問による積極的な生徒への言葉かけを行う。
- ・練習計画、活動計画の作成などのマネジメント業務を主体的に行う。

（2）部活動指導員について

学校教育法施行規則の一部改正により、平成29年度から単独で大会等の引率ができる部活動指導員の導入が可能になった。

本市においては、現在、部活動指導員の導入について検討中である。

第3章 中学生期における望ましい指導の在り方について

1 効果的な指導について

中学校における部活動は、共通の種目や分野に興味・関心をもった生徒たちが自主的・自発的に集い、顧問の指導のもと、個人や集団としての目的や目標をもって活動することを通して、充実感や達成感を味わうなど、生徒が豊かな学校生活を送ることができてこそ、その意義を果たす。結果至上主義等から長時間にわたる活動を行い、部活動以外の活動に支障が出るようであれば、豊かな学校生活を送ることができない。

また、生徒の健全な成長を促すとともに、顧問のライフ・ワーク・バランスを図るという点からも、適切な対応を行うことが必要である。

(1) 適切な活動時間・休養日の設定

中学生期の発達段階を考慮し、適切な休養日を設定することは、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長を確保するために必要である。

平成30年1月にスポーツ庁から示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子（案）」では、運動部活動における休養日及び活動時間について、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準として示している。

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替える。）
- ・ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

本市においてもこの基準を踏まえ、今後次の取組を行う。

ア 教育委員会においては、平成29年度末にスポーツ庁から示される「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」に基づいた休養日及び活動時間についての規定を平成30年度中に作成するとともに、競技団体・保護者への周知及び部活動指導員の導入の検討など、条件整備に努める。

イ 各学校においては、段階的な取組として平成30年4月から、次の事項を徹底し、順次、国の示す基準に向け、条件整備に努めるものとする。

- (ア) 平日は週 1 日以上 の 休養日 を 設定する。
- (イ) 土・日・祝日は月 2 日以上 の 休養日 を 設定する。
- (ウ) 休業日の活動時間は半日程度を原則とする。練習試合などでやむを得ず行う場合は、平日の休養日を多くするなどの対応を行う。
- (エ) 夏季休業中の活動日数は大会・コンクール等を除いて原則 20 日以内とする。

ウ 各学校においては、イの規定に基づき、顧問が月毎の活動日、休養日等の計画表を作成し、前月末までに校長の承認を得る。

(2) 長期的視野に立った指導

- ・生徒が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育成することに重点を置く。
- ・目の前の結果だけを追うのではなく、生徒の長期的なスポーツ活動や文化活動を見通した育成を心掛ける。
- ・効率的・効果的な活動に努め、生徒一人ひとりの長所を伸ばす前向きな指導に心がけ、モチベーションを高めることに重点を置く。

(3) 生徒が主体的に取り組む力の育成

- ・個々の生徒が、技能や記録、感性などを高めるために活動を工夫し、それぞれが成長を実感できるようなコーチングを意識する。
- ・生徒同士で話し合う機会を意図的に設定し、目標達成や課題解決に向けて必要な取組をともに考え、実践につなげる。
- ・顧問と生徒、生徒同士のコミュニケーションの充実を図り、活動の目的や内容について共有するように心掛ける。

第4章 安全管理と事故防止について

1 日常の活動の安全管理

(1) 生徒の健康状況などを把握した安全管理

- ・部員の心身の状況を観察し、健康管理に努める。
- ・保護者、学級担任、養護教諭、生徒指導担当などとの情報交換、連携を密にする。
- ・部長を中心として、部員同士でお互いの健康状態を意識させ、異常があればすぐに顧問に報告させる体制をつくる。

※身体状況などは個人情報であるため、取扱いには十分に注意する。

(2) 生徒の事故防止・安全確保に注意した指導

- ・生徒はまだ自分の限界、心身の影響などについて十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的で無理のない活動となるように留意する。
- ・生徒の体調の確認、関係する施設、設備、用具などの定期的な安全確認、事故が起こったときの対応の確認などに留意する。
- ・身体接触を伴う活動は、安全を確保する工夫や配慮を行う。

(3) 下校指導

- ・学校として定めている下校時刻を遵守し、用具の片付けや更衣時間を考慮した上で活動時間を設定する。
- ・試合やコンクール等、校外で活動する場合は、目的、行き先、集合・解散時間及び費用について、生徒及び保護者と確認する。
- ・校外で活動する際には、日没時刻や交通事情などを考慮した上で活動時間を設定する。
- ・やむを得ない事情により下校時刻が遅くなる場合は、保護者への連絡を徹底するなど、家庭との連携を密にする。

(4) 緊急時の対応

学校内外を問わず、生徒の事故等に対して、迅速かつ適切な対応や治療につながるためには、顧問間の連携はもちろんのこと、生徒自らが適切に対応できるよう日頃から指導しておくことが大切である。

- ・対応手順を図式化するなど、分かりやすい連絡体制をつくる。また、生徒が加害者になる場合も想定しておく。
- ・生徒や保護者に緊急に連絡を行う場合を想定した連絡体制をつくる。

※連絡先は個人情報であるため、取扱いには十分に注意する。